

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第87回家きん疾病小委員会 概要

1. 開催日時：令和5年11月27日（月）13時00分～14時30分
2. 開催場所：オンライン開催
3. 出席委員（50音順、敬称略）
臨時委員：砂川 富正、山口 剛士（委員長）
専門委員：岩科 友希、内田 裕子、白田 一敏、森口 紗千子、山本 健久
4. 議題：
 - (1) 佐賀県及び茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例について
 - (2) 佐賀県における疫学調査チームの現地調査結果について
 - (3) 今後の防疫方針について
5. 概要：
 - (1) **発生農場及び周辺における防疫措置の強化継続**
「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、当該農場の飼養鶏の殺処分及び埋却・焼却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。
移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場で、毎日の死亡家きん羽数、特定症状の有無等についての報告を求ること。
 - (2) **疫学調査チームの現地調査概要**
別添のとおり。
 - (3) **疫学調査及び研究の実施継続**
本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路につながる情報の収集が重要であり、科学的なデータに基づいた疫学調査が不可欠である。このため、①疫学調査チームによる現地調査、②ため池等の周辺環境や、鶏舎床、換気口等の農場内の環境材料からのウイルス分離及び遺伝子検査、③海外の野鳥分離株、国内の関係機関等が実施する野鳥調査における分離株等と、発生農場分離株との遺伝子比較解析等により、国内や農場内への侵入経路を考察し、これを防疫措置に活用すること。
 - (4) **今後の防疫対応の徹底について**
国内での発生及び発生疑いの続発や野鳥等での各地での確認を考えると、全国各地で環境中ウイルスが増加し、発生するリスクは高まっていると考えられる。「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和5年9月12日付け5消安第3195号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき、都道府県は家きん飼養者に対して、日常の給餌・給水などの飼養管理失宜が生じないよう基本的な飼養管理の徹底に努めるとともに、消毒液の毎日の交換などによる消毒の徹底、毎日の健康観察、異状の早期発見・早期通報の再徹底を指導すること。また、農場周辺にウイルスが存在していることを前提に警戒を強め、ウイルスの人・車両又はカラス等の野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策について、改めて点検し指導を徹底するとともに、埋却地及び焼却施設の確保等の疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備をすること。

佐賀県鹿島市1例目（国内1例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る 疫学調査チームの現地調査概要

令和5年11月25日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約4万羽）

発生家きん舎の構造：高床式開放鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（ひな壇式3段ケージ4列、通路2本）

2 施設の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は干拓地に位置し、周囲は水田や河川及び水路で囲まれていた。
- ② 調査時、農場から約100mに位置する川でカルガモ及びマガモ各87羽、約700mに位置する河口でカルガモ91羽、マガモ53羽、約1.4kmに位置する川でカルガモ197羽など計670羽以上のカモ類が確認された。
- ③ 当該農場は、高床式開放鶏舎の10鶏舎で構成され、発生時は全ての鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。北側8鶏舎及び南側2鶏舎がそれぞれ連結されており、北側は更に東西2エリアに区分されていたが、各鶏舎間や通路との境界に壁等の仕切りはなく一体的に飼養衛生管理されていた。発生鶏舎は北東エリアにあり、ひな壇式3段ケージ4レーンと通路2本からなる。

3 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎A（通報時552日齢）及びB（通報時356日齢）では通常1日当たりの死亡羽数が0～1羽/舎のところ、11月24日に両鶏舎が接する部分のA型ケージ列の入口から見て奥側（東側）の最下段にそれぞれ14羽及び10羽の死亡を認めたことから家畜保健衛生所に通報したこと。
- ② 発生2鶏舎において、通報日及びその前数日の特段の異状は認められなかったとのこと。調査時には、発生列付近の鶏は既に殺処分されており、他の鶏舎では特に異状は認められなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では作業従事者7名が勤務しており、うち5名が鶏舎の飼養管理及び集卵作業（うち2名が集卵室作業も兼務）、2名が死亡鳥、鶏糞等作業を担当とのこと。
- ② 3か所の鶏舎エリアのそれぞれの担当者は決まっているが、休暇時等には代わりの従業員が作業することがあるとのこと。

5 施設の飼養衛生管理

- ① 農場入口にはゲートがあり、立入禁止看板が設置されていた。
- ② 飼養管理者によると、車両は衛生管理区域に入ったところにある倉庫前で動力噴霧器により消毒し、飼料運搬車両及び集卵車両以外は鶏舎前まで進入せず、倉庫裏の駐車場に停めるとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、従業員が衛生管理区域に入る際は、事務所入口で手指の洗浄・消毒、衛生管理区域専用の作業着、手袋及び長靴の着用を行うとのこと。
- ④ 飼養管理者によると、従業員が鶏舎に入る際は、事務所入口で手指洗浄・消毒を行い、全鶏舎共通の階段前後に設置された踏込み消毒槽（逆性石鹼、少なくとも1週間に1回交換）を通り、南側又は北側エリア専用の長靴に交換するとのこと。
- ⑤ 飼養管理者によると、従業員以外の日常的な来場者としては、飼料運搬業者及び集卵業者があり、集卵業者は車内で更衣、長靴への履替え及び手指消毒を行っているとのこと。飼料運搬業者が降車する際は各自が持参した当該農場専用長靴を着用し

手指消毒を実施していると聞いているが、衣服交換は不明のこと。

- ⑥ 農場内は秋から春にかけて2回/週のペースで消石灰散布を行っているとのこと。
- ⑦ 当該農場は導入元3農場から120日齢の大雛を導入しており、鶏舎ごとのオールイン・オールアウトを実施しているが、棟内全てをオールアウトすることはないとのこと。直近の導入は5か月以上前とのこと。
- ⑧ 当該農場の鶏舎は自然換気を行っており、鶏舎側面のロールカーテンは10月中旬から降ろしているとのこと。北東エリアの鶏舎側面開口部の内側又は外側には防鳥ネット(2cm×2cm以下)、北西エリアでは鶏舎側面に防鳥ネットはなく各鶏舎の屋根の間を覆う防鳥ネットが渡してあった。
- ⑨ 飼料は屋外に設置された飼料タンクから鶏舎内のラインを通して自動で給餌する構造となっていた。飼料は飼槽の配餌量にムラが生じるため手動で均しており、発生鶏舎では数日前に一部に飼料が行き渡っていなかったことがあるとのこと。給餌器のホッパーの一部には金網が掛けられていたが、隙間が認められたほか、給餌器周辺に飼料がこぼれていた。
- ⑩ 給与水はタンクと給水ラインを介して給水していた。井戸水を使用しており年1回の水質検査を受けていたとのこと。
- ⑪ 卵は北東エリアでは手作業により集卵コンテナへ収容され、全鶏舎共通のリフト及び出入口から鶏舎外に搬出して集卵室に保管し、翌朝集卵業者により引き取られるとのこと。
- ⑫ 鶏糞は鶏舎床に落下した鶏糞を1~2日に1鶏舎程度の頻度でローダーを用いて搬出し、衛生管理区域内の堆肥舎2棟(鶏糞乾燥場及び鶏糞保管場)で堆肥化している。堆肥は近隣の耕種農家が衛生管理区域境界まで引き取りに来ており、直近では11月7日、14~15日とのこと。堆肥舎はビニール製で防鳥ネットが設置されていたが、天井部が大きく破損していたほか、堆肥舎壁面のビニールはロール式で調査時には巻き上げられていた。
- ⑬ 飼養管理者によると、毎朝、作業の開始時に健康観察を実施しており、死亡鶏は飼養管理担当者が回収して一輪車に集め、その後倉庫内の死鳥破碎機で処理し、鶏糞に混ぜて堆肥化していたとのこと。
- ⑭ 系列農場間での車両、機材等の共用はなかったとのこと。また、管理獣医師はおらず、系列会社社員の立入りは10月以降はなかったとのこと。通報日には鶏舎内修繕のために修理業者が北側エリア鶏舎に立ち入っており、事務所入口で手指の洗浄・消毒を実施し、農場側が準備した長靴に履き替えており、衛生管理区域専用の作業着に着替えることはしていなかったとのこと。なお、作業終了後は事務所入口で手指の洗浄・消毒を実施し、自宅へ直帰したこと。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、農場周辺の地域では野鳥が確認されること。また、ネコ、イタチがまれに農場敷地の内外で確認されることがあるとのこと。調査時、鶏糞乾燥場においてネコを確認した。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内ではスズメがいるが、補修後に数が減少したこと。近年鶏舎内でネズミを見かけることはないが、ネズミ対策として殺鼠剤及び罠を使用していたとのこと。調査時には、鶏舎内でネズミの糞と多数のスズメが確認された。
- ③ 調査時、北東エリアの排水口外側に小型野生動物の足跡が見られた。また、北東エリア外壁に張られた防鳥ネットの破損は修繕されていたが、ところどころに小動物に破られたとみられる破損がみられ、周囲に小型野生哺乳類の糞が見られた。

(以上)